

平成26年三条市議会第4回定例会請願文書表

受理番号	第 3 号	受理年月日	平成26年6月25日
件名	集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書の提出を求める請願		
紹介議員	酒井 健君 武藤元美君 伊藤得三君		
請 願 文			
<p>【請 願 理 由】</p> <p>今、安倍内閣は従来 of 憲法解釈を大幅に変更し、集団的自衛権の行使を現行憲法の規定の下でも容認するという閣議決定を急ごうとしています。</p> <p>我が国は、先の大戦で310万余の国民の命と3分の1の国富を失い、悲惨な体験と多大な犠牲の下に平和憲法を生みました。日本国憲法前文は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と宣言し、さらに第9条で「武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定しています。この憲法の下で、我が国は戦争によって一人の国民も外国人に殺されることなく、また一人の外国人を殺すこともなく、平和に暮らし、戦争をしない国として諸外国の人々の信頼を得てきたと言えます。</p> <p>また、国の最高法規である憲法は、海外で他国のために武力を行使することを禁じているという歴代内閣の憲法解釈は、長年に渡る国会での審議の中で確立されたものと考えます。1972年の政府見解で、集団的自衛権は行使できないと言ってきた結論部分を一内閣の手で勝手にできると変えることは許されません。これは、憲法第99条の規定に従い「この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」立場の国務大臣が、憲法を軽視することになり、第9条の形骸化ないしは死文化を招くこととなります。</p> <p>主権者である国民の意思、国の最高法規に従った政治、すなわち立憲主義を損なうような閣議決定を認めるわけにはいきません。少なくとも、国民的な議論がないまま拙速に海外での武力行使を可能にする道を開くことは避けねばなりません。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について請願いたします。</p> <p>【請 願 事 項】</p> <p>1 関係行政庁に対して、集団的自衛権をめぐる憲法解釈に関する意見書を提出すること。</p>			

付託委員会

総務文教常任委員会